

糸満市地域防災計画

概要版

地域防災計画とは・・・

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、本市の地域に係る災害対策に関し、「総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災の万全を期する」を目的に策定する計画です。

防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設・防災施設等の整備等の災害予防計画、防災に関する組織や体制等の災害応急対策計画、災害からの復旧・復興に関する計画を定めるものです。

計画の構成

第1編 共通編

- ・上位計画や本市の特性から基本方針を設定し、災害予防に関する取組みを位置づける。

- 第1章 総則
- 第2章 基本方針
- 第3章 災害予防計画

第2編 地震・津波編

- ・地震・津波の災害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

- 第1章 災害応急対策計画
- 第2章 災害復旧・復興計画

第3編 風水害編

- ・台風や大雨の風水害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

- 第1章 災害応急対策計画
- 第2章 災害復旧・復興計画

第4編 その他大規模災害等編

- ・火災や事故等の大規模災害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

- 第1章 災害応急対策計画
- 第2章 災害復旧・復興計画

第5編 南海トラフ地震防災対策編

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進するための取組みを位置づける。

- 第1章 総則
- 第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 災害の想定

【共通編】

地震・津波の被害想定

地震の被害想定

○沖縄本島南部スラブ内地震(マグニチュード(M=7.8規模)、沖縄本島南東沖地震3連動(M=9.0規模)を想定。

津波の被害想定

○最大クラスの地震の設定に関しては、沖縄トラフ側、琉球海溝側で最大クラスとなるように設定し、沖縄本島南東沖地震3連動によって襲来する津波を想定。

風水害の被害想定

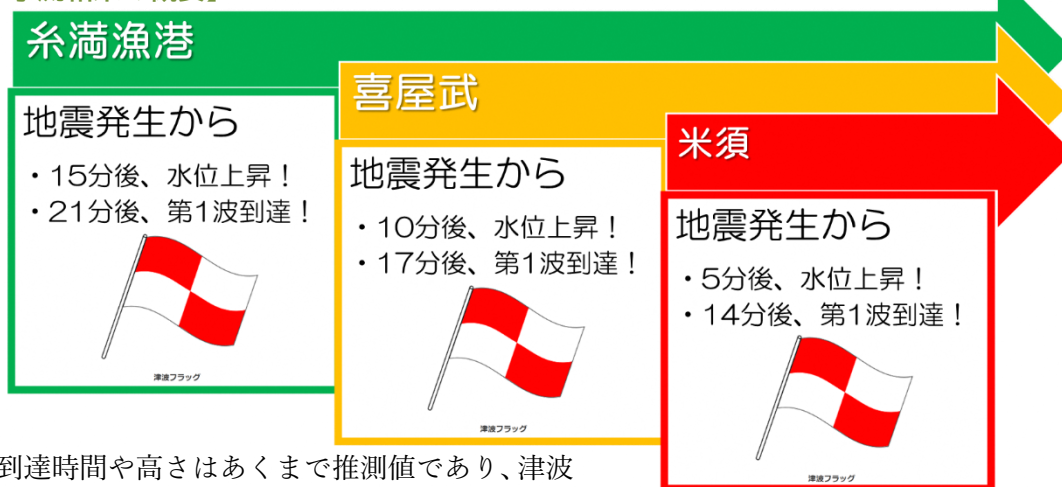
高潮(浸水)の被害想定

○本県に襲来する台風の特徴を基に、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定。

土砂災害の被害想定

○本市には、崖崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が数か所存在する。これらの危険、警戒箇所では表層崩壊を想定。

【津波の予測結果の概要】



※津波到達時間や高さはあくまで推測値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難行動を取ることが必要である。

2. 災害に対する市民等の備え

【共通編】

市民は、災害から命を守るためには、一人ひとりが日頃からの備えを自主的に行うことが何よりも重要である。家具の固定化や住宅の耐震化などの家の中の安全対策、ハザードマップの確認、食糧・生活用品の備蓄、避難訓練の参加などは、どれも欠かすことができない「自助」としての取組みである。

また、発災後も、防災ボランティアとしての活動や地域の一員としての協力など、「共助」の取組みが重要になる。

自助

市民(個人・家庭)

「自分の身は自分で守る」
自分と家族の命や財産を守るために、自ら防災に取り組むこと

共助

地域
自治会・自主防災組織
事業者

「被災者同士で助け合う」
近隣住民や被災者と互いに助け合うこと



3. 基本方針

【共通編】

計画をより具体化するためにも、市はもちろんのこと、市民、事業者、団体等が総力を挙げて、自助・共助・公助の適切な連携により、災害対策に取り組むべきものとなるよう『防災ビジョン』を策定します。

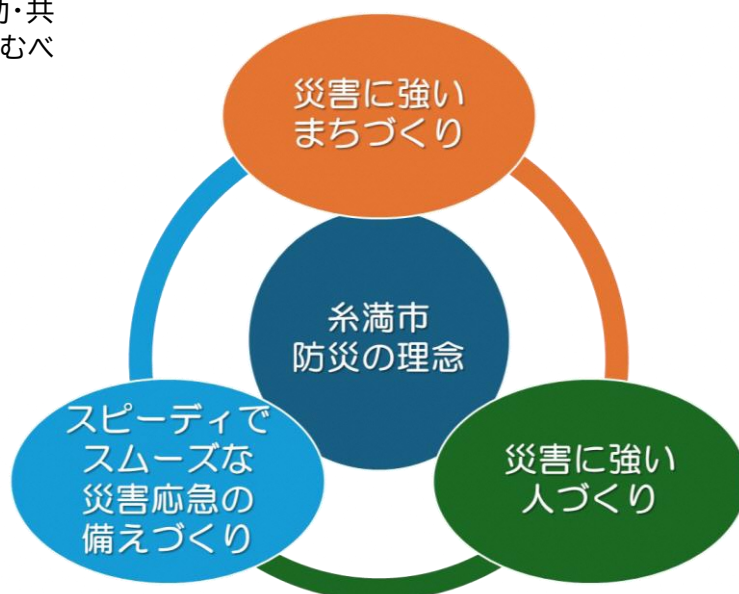
(1) 目的

災害からの市民の生命・財産の安全確保を図ります。

(2) 計画の理念

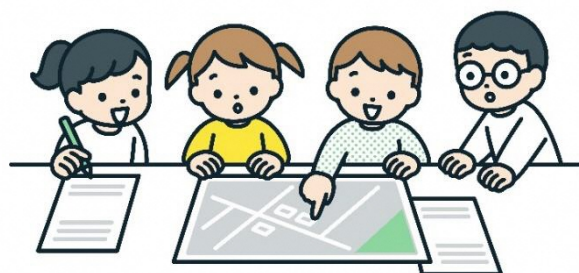
災害からの市民の生命・財産の安全確保を目的に、本市における地域特性や居住環境の整備動向など各種計画を踏まえた市防災計画の策定及び実施運用の指針として、右図の3点を計画の理念とします。

【防災ビジョンの体系図】



(3) 防災計画の見直しと推進

この計画は、毎年検討を加え、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、本計画が「活きた計画」となるよう、防災訓練や人材育成等の実践を推進していきます。



(4) 防災計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災計画に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、基本法第42条第5項の規定による公表のほか、住民に周知を徹底していきます。

4. 災害に備える活動

【共通編】

I. 災害に強いまちづくり

市民の生命・財産を災害の危険から守るため、「災害に強いまちづくり」に向けた施策及び体系は次のとおりです。

○都市の防災構造の強化整備	○火災予防計画
○地盤・土木施設等の災害予防	○道路事故災害予防計画
○ライフライン施設等の災害予防	○海上災害予防対策計画
○建築物災害予防計画	○原子力災害予防計画
○危険物等災害予防計画	○地震防災緊急事業五箇年計画の推進
○文化財災害予防計画	○事前復興の推進
○農地災害予防計画	

Ⅱ. 災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組みにより、災害に強い人材の育成を図ります。

【訓練実施の種類】

訓練の種類	訓練内容
総合防災訓練	○危険地域を対象にして地域ぐるみ(防災機関も含む)の防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 ○主な訓練内容は、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練、情報収集、応急対策の指示・伝達等災害時の通信や広域応援要請(情報伝達)訓練等とする。 ○初動体制の確立を図るため、職員の参集訓練を実施するものとする。
消防訓練	○病院、高齢者福祉施設、店舗等不特定多数の人を収容する施設を対象に、避難、通報、伝達、消火訓練を実施する。
水防訓練	○洪水や浸水、高潮、津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。 ○救助訓練と地域住民への防災活動の啓発を行うものとする。

<総合防災訓練>



(2) 地震・津波、台風・大雨等の防災知識の普及

地震・津波、台風・大雨等の災害を念頭においた、本市及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発を実施します。様々な災害に対し、日頃から市民及び役所職員に対して防災知識の普及を図ることで、災害の未然防止と被害を最小限にとどめることを目的とします。

【市民向け防災教育一覧】

種別	実施内容			
防災訓練による 防災知識の普及・教育	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。			
防災マップの配布による 防災知識・対策の普及	防災知識や安全対策のほか、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した防災マップを作成し、住民に配布することで防災知識の普及を図る。			
防災・火災予防週間 における防災知識の普及	「防災週間」や「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。			
報道機関、一般広報紙等 による普及	新聞やラジオ、テレビ等の放送、また広報紙やその他の刊行物による防災知識の普及を図る。			
祭り・イベント等を通じた 防災知識の普及	大勢の住民が集まる祭りや各種イベント等を通して、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行う。			
学校教育・社会教育に おける防災知識の 普及・教育	地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等について、学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育を徹底する。			
	<table> <tr> <td>学校教育</td><td> ○学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、児童、生徒に対する防災知識の普及を必要に応じ行う。 ○小・中学校等において、その発達段階に合わせて実施する。 </td></tr> <tr> <td>社会教育</td><td> ○公民館等、社会教育の拠点施設を中心に防災知識の普及に努め、必要に応じ訪問活動を行う。 ○青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の属性等を考慮して実施する。 </td></tr> </table>	学校教育	○学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、児童、生徒に対する防災知識の普及を必要に応じ行う。 ○小・中学校等において、その発達段階に合わせて実施する。	社会教育
学校教育	○学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、児童、生徒に対する防災知識の普及を必要に応じ行う。 ○小・中学校等において、その発達段階に合わせて実施する。			
社会教育	○公民館等、社会教育の拠点施設を中心に防災知識の普及に努め、必要に応じ訪問活動を行う。 ○青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の属性等を考慮して実施する。			

(3) 自主防災組織の育成

地震・津波や風水害等に対処するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同精神と連帯感に基づく事が重要であり、市民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より効果的な防災対策となります。

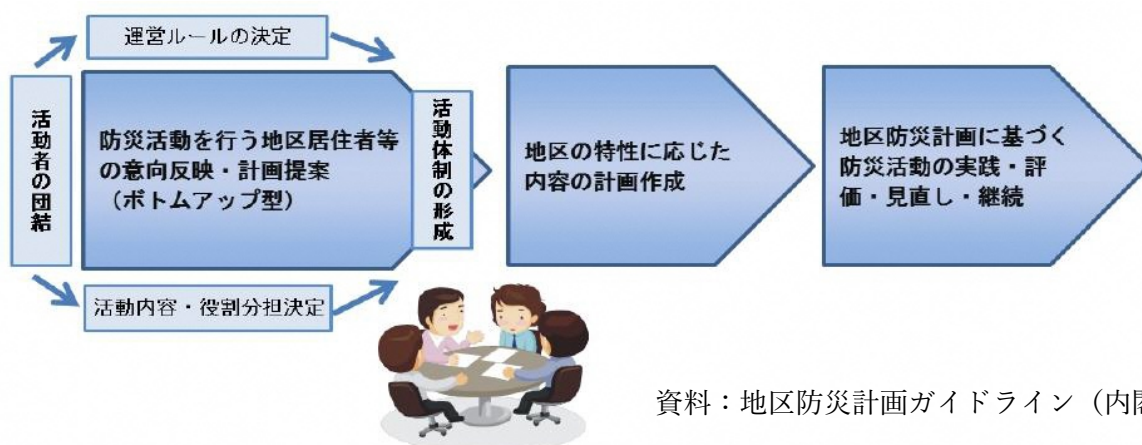
【自主防災組織の体制及び分担】

平常時の活動	地震・津波、風水害時の活動
○ 防災に関する知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 防災資機材の備蓄 ○ 防災リーダーの育成	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 責任者等による避難誘導 ○ 出火防止 ○ 救出救護 ○ 給食給水

(4) 地区防災計画作成の促進

地区防災計画作成を促進し、地区居住者等(居住する住民及び事業所を有する事業者)の自発的な「自助」・「共助」による防災力を図る。このため、自主防災組織を対象とした作成の啓発や支援のための説明などの働きかけを実施します。

【地区防災計画作成の流れ】



(5) 消防力の強化

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して市民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して市民の避難支援等を行うことが期待されています。

【市消防本部における消防団員の募集状況】

- 消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つです。
- 団員は、自分の職業や学業を併せ持ちながら、地域防災の担い手として、また災害発生時には消防職員との消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。
- 現在、会社員、自営業者、主婦など様々な職種、性別問わず、幅広い年齢層の人が消防団員として活躍しています。

【入団資格】

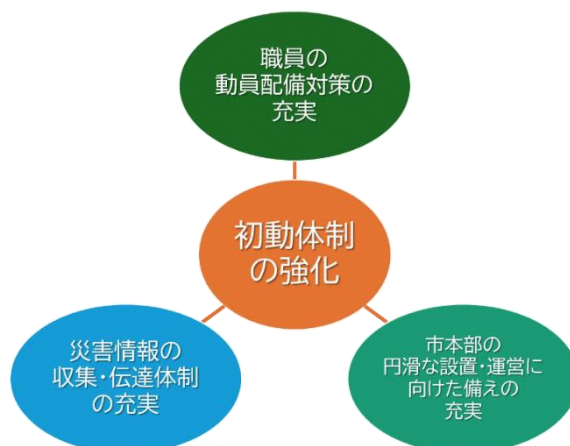
- 市に在住し、勤務し、または在学している 18 歳以上の健康な人

Ⅲ. スピーディでスムーズな災害応急の備えづくり

(1) 初動体制の強化

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や応急対策活動の実施状況等)を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要があります。

そこで、「職員の動員配備対策の充実」、「市本部の円滑な設置・運営に向けた備えの充実」、「災害情報の収集・伝達体制の充実」を重点に初動体制の強化を図ります。



(2) 情報収集・連絡活動

情報の収集・連絡・分析体制を整備するとともに、多様な通信手段を確保します。

【市民への通信体制の整備と周知】

実施項目	実施内容
地域からの情報収集体制の整備	市は、災害発生時の被害状況や問題を把握するため、SNS、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。
情報伝達手段の確保	市は、防災行政無線のほか、市民等に情報を伝達するため、次の手段を確保する。 ○ 災害情報メール配信サービスへの登録促進 ○ FMたまんとの協力体制構築 ○ 戸別受信機の活用(CFM可聴エリアの拡大を含む) ○ アマチュア無線ボランティアの活用 ○ SNS(LINE、Facebook等)の活用 ○ 通信事業者によるエリアメールの活用 ○ 市ホームページの活用
要配慮者への情報伝達手段の確保	市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の導入を検討する。 ○ デジタルサイネージ(ディスプレイに情報が常に流れているもの) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の普及に努める。 ○ 視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話 ○ 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話
孤立想定地区の通信手段の確保	市は、津波や土砂災害で孤立が想定される地区に、無線、衛星携帯電話等の通信機器を整備する。
災害伝言ダイヤルの周知	市は、家族・親戚知人等の安否を確認できる「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板」等の活用方法を市民に周知する。

(3) 津波の危険性に関する啓発

市は、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとします。

【広報・教育・訓練の強化】

広報・教育・訓練項目	広報・教育・訓練の内容
津波ハザードマップの普及促進	市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。
津波避難訓練の実施	市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時刻を踏まえ、防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。
津波防災教育の推進	市は、県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめ、さまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

(4)風水害の危険に関する啓発

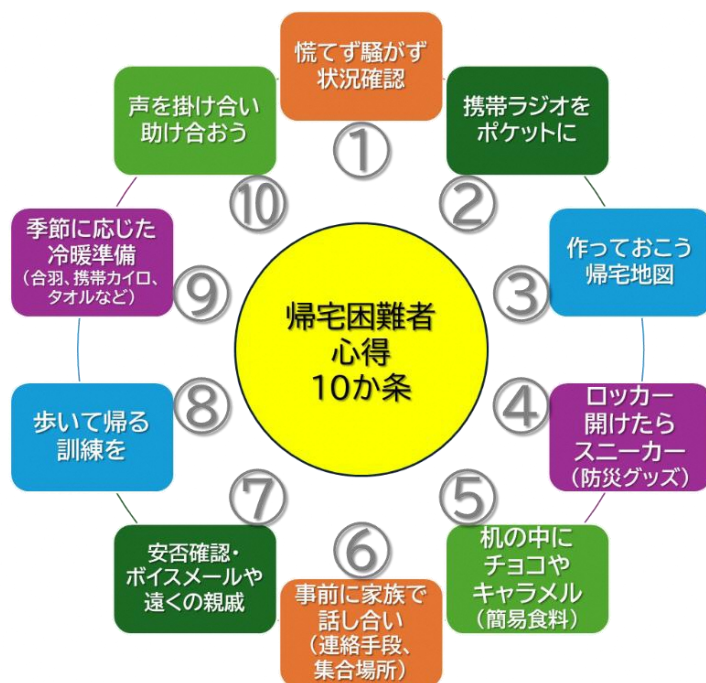
市は、災害時に市民が迅速かつ的確な避難が行えるよう、避難行動、避難所の位置、携行品等について、ハザードマップ等を作成し周知徹底します。

【避難場所・避難所等の指定】

指定の種類	指定内容
広域避難所の指定	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積とボランティア活動等の拠点となる広域避難所として指定しておくものとする。
一時避難場所	火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、学校や公園等のスペースを指定しておくものとする。
避難所の指定	避難所の指定は、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら、災害規模や災害種別に応じて市長が指定するものとする。
津波災害時の避難場所	地震等により、津波の襲来から避難者の生命を一時的に確保するための緊急避難場所の指定及び公共施設の避難ビル機能としての整備等を図るものとする。

(5)帰宅困難者への対応

市は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生するおそれのある事業所等には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族との連絡方法(災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)、帰宅経路の確認等についての周知を図るとともに、近隣の避難所等における帰宅困難者の受入れについても配慮します。



(6)食糧・飲料水及び生活必需品等の確保

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、宿泊用品により生活の確保を図る体制を強化する必要があります。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね7日間)の食糧、飲料水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行います。

【市民、事業所等の備蓄の役割】

市民の役割

○市民は、出来る限り7日分の食糧(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)、飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)、生活必需品(ラジオ、常備薬など)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

事業所等の役割

○事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、7日分の食糧、飲料水の備蓄に努める。

5. 災害が発生したときの活動

【地震・津波編】【風水害編】【その他大規模災害等編】

(1) 糸満市災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織編成は、「糸満市災害対策本部条例」及び「糸満市災害対策本部要綱」並びに本計画に定めるところによるものとします。

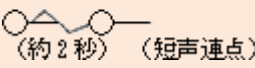
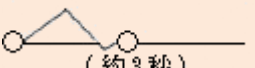
【組織編成】

- ① 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。
- ② 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、各部長並びにその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害予防、災害応急対策及びその他災害に関する重要な事項について協議決定する。
- ③ 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、前項に掲げる事項を別に定める「集中豪雨等初動対策マニュアル」に基づき処理するものとする。

(2) 地震情報・津波警報等の伝達

鐘音又はサイレン音による津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりです。

鐘音又はサイレン音による津波注意報、津波警報、大津波警報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約5秒) (約8秒) 
津波警報	(2点) 	(約3秒) (約2秒) (短声連点) 
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒) 
津波注意報、 津波警報 及び 大津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒) 

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりです。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識
津波注意報標識	赤
津波警報標識	白
大津波警報標識	白
	赤

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

(参考) 気象庁ホームページ リーフレット「津波フラッグ」⇒



(3) 気象情報等の伝達

市長は、風水害による災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、下記の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達します。

【警戒レベルに応じた住民への伝達と行動】

情報	警戒レベル	避難に関する発令 情報(目安)	住民がとるべき行動
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報 - キキクル(危険度分布)「災害切迫」(黒)	警戒レベル 5	緊急安全確保	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
- 土砂災害警戒情報 - キキクル(危険度分布)「危険」(紫) - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	警戒レベル 4 相当	避難指示	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。
- 大雨警報(土砂災害)※1 - 洪水警報 - キキクル(危険度分布)「警戒」(赤) - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)	警戒レベル 3 相当	高齢者等避難	災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。
- キキクル(危険度分布)「注意」(黄) - 氾濫注意情報 - 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2)	警戒レベル 2 相当	(避難行動の確認)	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
早期注意情報(警報級の可能性) 注：大雨・高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	警戒レベル 1		災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できる。

(4) 災害広報

住民及び観光客等の要配慮者に対する災害の情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行います。

- ① 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ② 広報車による方法
- ③ 写真、ポスター等の掲示による広報
- ④ 広報無線施設を通じて行う広報
- ⑤ 広報紙等の配布、その他
- ⑥ 来庁者に対する広報窓口の設置
- ⑦ 専用電話、パソコン通信による広報

(5)避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域内の住民に対して避難のための立退き等の指示を行い、住民の安全を図ります。

避難の方法・避難誘導

① 避難所への円滑かつ迅速な避難の確保

市は、津波浸水想定区域における津波情報等の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。
また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

② 避難誘導

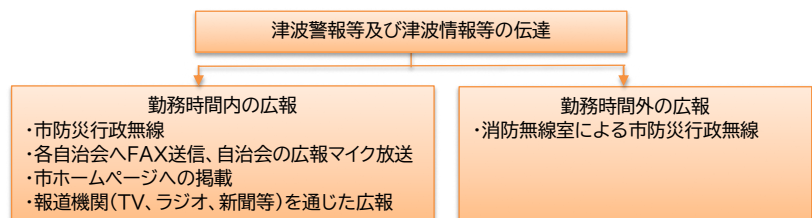
- ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等はこれらの機関に協力する。
- イ 避難誘導は、道路・橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。
- ウ 原則として、市民、その他観光客等を含めて徒歩による自力避難とする。避難に自動車を使用し渋滞が発生し、津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。徒歩避難が困難な場合は、真に自動車を必要とする人を地区防災計画の策定等を通じて、平時から地域で理解しておくことが重要である。
- エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者等を優先させる。また、要配慮者支援計画に基づき、日頃から個別避難計画を作成しておくなど、避難支援体制を整備する。

市民への情報伝達体制

津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達します。

なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災に従事する職員の安全確保のため、車両や徒歩による情報伝達は行わないものとします。

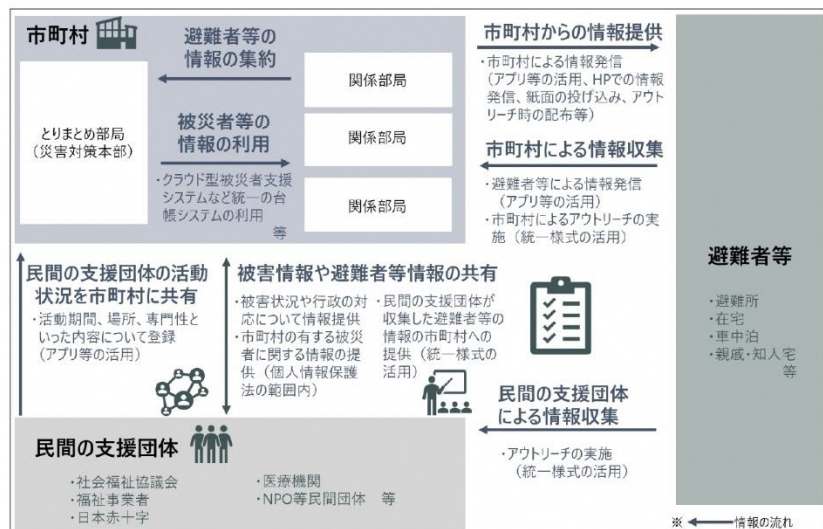
<住民への伝達方法>



在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食糧等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努めます。

<在宅避難者等への情報の流れと関係者のイメージ>



資料：在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き（内閣府）

6. 災害復旧・復興

【地震・津波編】 【風水害編】 【その他大規模災害等編】

(1) 被災者生活の支援

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援など、きめ細かな支援を講じます。

相談窓口	生業資金の貸付
➤ 住民サポートセンターの開設 ➤ 相談内容 - ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び措置について - イ 倒壊家屋の解体・撤去 - ウ 各種資格証の再発行(年金証書、健康保険証等) - エ 罹災証明の発行手続き - オ 仮設住宅の入居 - カ 災害援護資金 - キ 被災に伴う税金の減免措置 - ク 借地、借家 - ケ 医療、保健 - コ その他 ➤ 設置場所:市役所及び被災地の公民館等	➤ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金 ➤ 生活福祉資金の災害援護費 ➤ 母子父子寡婦福祉資金貸付
	その他
	➤ 災害弔慰金及び災害障害見舞金 ➤ 災害義援金品の募集及び配分 ➤ 租税の徴収猶予及び減免等

(2) 中小企業者等の支援

農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することにより農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、公庫等の制度融資による救済制度が設けられています。

水産関係

被害漁業者の施設(漁船・漁具・生け簀等)、獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にさせ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進します。また、公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進します。

中小企業関係

災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとします。

① 中小企業金融公庫資金

② 商工組合中央金庫資金

③ 国民金融公庫資金

④ 環境衛生金融公庫資金

⑤ 中小企業信用保険公庫資金

7. 南海トラフ地震防災対策推進計画

【南海トラフ地震防災対策編】

(1) 計画の位置づけ

南海トラフ地震に係る対応策として、国では中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成し、推進地域の各防災関係機関では、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成することとなっています。

本計画は、国の中央防災会議が作成する南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえ、市が行う対策についてまとめるものとします。

南海トラフ地震防災対策推進計画

関係者との連携協力の確保

津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

防災訓練

防災教育及び広報

(2) 南海トラフ地震防災対策推進計画

関係者との連携協力の確保

- 資機材、人員等の配備手配
- 物資の備蓄・調達
- 自衛隊の災害派遣
- 要配慮者、観光客・外国人等への対応

津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

- 津波からの防護
- 津波に関する情報の伝達・避難指示等の発令基準等
- 避難対策等
- 関係機関等がとるべき活動
- 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策
- 迅速な救助

時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 建築物、構造物などの耐震化・不燃化・耐浪化
- 避難場所の整備
- 避難経路の整備
- 土砂災害防止施設
- 津波防護施設
- 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- 緊急輸送を確保するために必要な道路又は漁港の整備
- 通信施設の整備

防災訓練

- 要員参集訓練及び本部運営訓練
- 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒及び巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練
- 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

防災教育及び広報

- 市職員に対する教育
- 地域住民等に対する教育
- 相談窓口の設置

【担当窓口】

糸満市企画部秘書防災課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1-1

TEL:098-840-8245 / FAX:098-840-8112